

## 令和3年度焼津市結婚新生活支援事業に関するQ&A

### 世帯に関すること

Q1.対象となる世帯はどのような世帯ですか。

- A. 以下のすべてに該当する世帯が対象となります。
- ①対象期間(令和3年1月1日から令和4年3月10日)に婚姻届を提出し、受理されたこと
  - ②婚姻日時点で夫婦がともに39歳以下であること
  - ③令和3年度(令和2年中)の夫婦の合計所得金額が400万円未満である(婚姻を機に離職し、申請時において無職の方がいる場合は、その方の所得は0円とみなす。貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を差し引いた額を所得とみなす。)
  - ④過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと
  - ⑤申請時において、夫婦の住所が申請に係る住居となっていること
  - ⑥補助金の交付を受けた日から1年以上、申請対象の住宅に定住する意思があること
  - ⑦結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する講座を受講していること

Q2.再婚の場合は対象になりますか。

- A. 対象となります。ただし、夫婦の一方又は双方が過去に本補助金を受けたことがある場合は対象となりません。

Q3.外国人も対象になりますか。

- A. 対象となります。ただし、在留資格によっては対象とならない場合がありますので詳しくはお問い合わせください。

Q4.生活保護受給世帯も対象になりますか。

- A. 対象となります。ただし、本補助金の対象となる費用(住宅取得費、住宅賃借費及び引越し費用)について、生活保護による生活扶助又は住宅扶助等、その他の扶助を受給している場合は、その部分については対象外となります。また、支給された額が収入認定されることとなります。

## 所得に関すること

Q5.夫婦の合計所得金額が「400万円未満」とありますが、年収の目安はどれくらいですか。

- A. 給与所得の場合、年収に換算すると540万円が目安となります。

Q6.所得の確認はどのようにすればいいですか。

- A. 市県民税の納税通知書や納付書で確認できます。詳しくは別添 PDF「所得の見方」をご覧ください。また、所得が給与のみの場合は源泉徴収票でも確認できます。源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を参照してください。  
なお、上記書類に記載されている所得額はあくまで目安です。実際の申請には課税（所得）証明書が必要となりますのでご注意ください。

Q7.転職した場合の所得はどのように計算しますか。

- A. 直近の所得証明書(令和3年度の所得証明書)と転職後の所得が異なる場合であっても、直近の所得証明書により所得を算出します。婚姻を機に離職し、申請時に再就職している場合も同様となります。

Q8.所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間はいつですか。

- A. 所得証明書の期間と同一となります。令和3年度の所得証明書(令和2年分合計所得)を提出する場合は、令和2年1月から12月までの返済額が控除対象となります。

## 費用に関すること

Q9.対象となる費用は何ですか。

- A. 以下のもので、支払済の費用が対象となります。(夫婦のどちらかが契約者の場合に限る。)ただし、勤務先から手当が支給されている場合は、手当分を除いた額が対象です。

①住居費

購入の場合:住宅の取得費(土地代は除く)

賃貸の場合:住宅の賃料、礼金、共益費及び仲介手数料

②転居費用(引越し業者または運送業者に支払った費用)

Q10.対象となる費用の支払期間はいつですか。

- A. 令和3年1月1日から令和4年3月10日の間に支払済の費用が対象です。  
補助対象期間は以下のとおりです。

〔 ・婚姻日以降に同居を開始した場合：同居を開始した日以降  
・婚姻前に同居を開始した場合：婚姻日の1ヵ月前までの間で、同居を開始した日以降 〕

※婚姻日や同居日によって対象となる期間及び費用が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。なお、対象期間外の家賃を前払いで支払う場合は、支払日が対象期間内であっても、補助の対象外となります。

(例)令和4年4月分の家賃を令和4年3月1日に払う場合など

Q11.同居を予定して賃借した住宅に、夫婦の一方が婚姻前から居住していた場合や、夫婦の一方が以前から居住していた住宅に、婚姻を機に同居を開始する場合は対象になりますか。

- A. 対象になります。ただし、婚姻日の1ヵ月前までの間で、同居を開始した日以降の費用が対象です。

Q12.住宅の契約日が対象期間(令和3年1月1日～令和4年3月10日)よりも前ですが、申請出来ますか。

- A. 契約日が対象期間より前であっても申請可能です。ただし、補助対象となるのは対象期間内に支払済の費用となるため、対象期間よりも前に支払済の賃料、共益費、礼金、仲介手数料は補助対象となりませんのでご注意ください。

Q13.住宅の取得費用について、住宅ローンの返済は対象になりますか。

- A. 令和3年1月1日から令和4年3月10日までに返済した費用であれば対象となります。なお、対象期間外のローンを前払いで支払う場合は、支払日が対象期間内であっても、補助の対象外となります。

Q14.リフォームは対象になりますか。

- A. リフォーム費や増改築費は対象になりません。

Q15.引越し費用について、対象となる費用は何ですか。

- A. 引越し業者や運送業者に支払った費用うち、引越し運送費用や荷造り等のサービス費用が対象となります。不用品の処分費用や物品の購入費用、レンタカー費用は対象になりません。また、個人で引越しをした場合の費用や知人への謝礼は対象になりません。

Q16.住宅を取得した場合、土地購入費は対象になりますか。

A. 土地購入費は対象になりません。

Q17.勤務先が賃借人である物件に入居し、勤務先に対し対象経費を支払っている場合は対象になりますか(社宅等)。

A. 対象になります。ただし、領収書や給与明細等により申請者が勤務先に対し支払をしていることが客観的に確認出来ることが必要となります。

Q18.住居の契約名義人が夫婦の親の場合は、対象になりますか。

A. 対象になりません。

### 提出書類に関すること

Q19.申請に必要な書類は何ですか。

A. 申請書類は以下のとおりです。申請される方の状況に応じて必要な書類が異なりますので、不明な点は事前に政策企画課までお問い合わせください。

1.	結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)
2.	婚姻届受理証明書(婚姻届を提出した自治体にて取得)又は 婚姻後の戸籍謄本(本籍地にて取得)
3.	住民票(世帯全員の記載があるもの)
4.	夫及び妻の令和3年度の課税(所得)証明書(令和3年1月1日時点で住民登録のある自治体にて取得)
5.	購入の場合:住宅の購入又は新築に係る契約書 領収書の写し又は支払いが確認できる書類の写し 賃貸の場合:住宅の賃貸借契約書の写し 賃料等の領収書又は支払いが確認できる書類の写し
6.	夫及び妻の住宅手当支給証明書(第2号様式。住宅を賃借しており、給与所得者である場合)
7.	貸与型奨学金の返済額が分かる書類(貸与型奨学金を返済している場合)
8.	転居に係る領収書又は支払いが確認できる書類の写し (転居費用に係る補助金の交付を申請する場合)
9.	離職票の写し(婚姻を機に離職し、申請時に無職の場合)
10.	結婚、妊娠、出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成に資する講座の受講証明書

Q20.支払済費用の証明には何が必要ですか。

- A. 領収書の写しを提出してください。領収書の取得が困難な場合には、通帳の該当ページの写しや銀行の振込明細の写しを提出してください。  
提出する支払証明によって必要となる書類が異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

Q21.無職であることの証明には何が必要ですか。

- A. 離職票または雇用保険受給資格者証の写しを提出してください。

Q22.貸与型奨学金を返済している場合、返済額の証明には何が必要ですか。

- A. 奨学金返還証明書の写しを提出してください。同証明書の提出が困難な場合には、通帳等により返済額を確認しますので、通帳の表紙及び該当ページの写しを提出してください。

Q23.結婚、妊娠、出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成に資する講座とは何ですか。

- A. 静岡県がオンラインで実施予定の講座です。夫婦のお二人ともが受講し、「静岡県 ふじのくに 電子申請サービス」から受講証明書の発行申請を行ってください。

Q24.講座はどこで受講すれば良いですか。

- A. 静岡県 HP から受講することが可能です。下記 URL からアクセスし、夫婦のお二人とも受講してください。

静岡県 URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-130/shinnseikatu.html>

Q25.講座の受講証明書はどこで発行できますか。

- A. 静岡県のオンラインセミナーを受講後、「静岡県 ふじのくに 電子申請サービス」から発行申請が可能となる予定です。印刷し、添付してください。

## 申請に関すること

Q26.申請から交付まではどのような流れですか。

- A. 政策企画課へ申請書類を提出後、審査の結果、補助金の交付が決まりましたら「結婚新生活支援補助金交付決定通知書兼交付確定通知書」を申請者あてに送付します。請求書を同封しますので、記名・押印及び口座情報を記入の上、政策企画課へ提出してください。

Q27.申請期間はいつですか。

- A. 令和3年7月1日から令和4年3月10日(書類必着)までに政策企画課へ提出してください。期間内であっても予算に達し次第終了となる可能性がございますので、申請を予定されている方は事前に政策企画課までご相談ください。

Q28.申請期間内であればいつでも申請できますか。

- A. 対象期間(令和3年1月1日から令和4年3月10日)内で費用支払後に申請が可能となります。また、期間内であっても予算に達し次第終了となる可能性がございます。申請を予定されている方は事前に政策企画課までご相談ください。